

とかち広域消防事務組合消防局の組織に関する規則

〔平成28年4月1日
規則第4号〕

改正 平成30年規則第1号、令和3年規則第7号、令和5年規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定に基づき、とかち広域消防事務組合の消防本部（以下「消防局」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防局に次の各号に掲げる課を置き、それぞれ当該各号に定める係を置く。

- (1) 総務課 総務企画係、施設装備係及び人事給与係
- (2) 消防救助課 消防係及び防災救助係
- (3) 救急企画課 救急企画係
- (4) 情報指令課 情報システム係、指令第1係及び指令第2係
- (5) 予防規制課 予防指導係、危険物係及び広報調査係

(事務分掌)

第3条 前条の課及び係の事務分掌は、別表のとおりとする。

(長等の設置)

第4条 消防局の長は、消防局長とする。

- 2 消防局に次長を置く。
- 3 課及び係に長を置く。
- 4 前項に定めるもののほか、課及び係に指令長、課長補佐、副指令長その他の必要な職員を置くことができる。
- 5 前3項の長等は、消防吏員その他の職員のうちから消防局長が任命する。

(消防局長の職務)

第5条 消防局長は、消防局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

(次長職の職務)

第6条 消防局次長は、担当事務を掌理し、消防局長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。

- 2 消防局次長は、消防局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、消防局次長が2人以上置かれる場合にあっては、あらかじめ消防局長が指定した順でその職務を代理する。

(課長職の職務)

第7条 課長は、上司の命を受けて、所管事務を掌理し、課内を統括のうえ上司を補佐するとともに、所属職員（課に置く指令長を含む。）を指揮監督する。

- 2 指令長は、上司の命を受けて、その課の中で担当する事務を掌理し、その所管事務において、上司を補佐し、当該所属職員を指揮監督する。

(課長補佐職の職務)

第8条 課長補佐は、上司の命を受けて、その課の中で担当する事務を掌理し、その所管

事務において上司を補佐し、職務の円滑な遂行を図るとともに、当該所属職員を指揮監督する。

2 副指令長は、その課の中で担当する事務を掌理し、その所管事務において上司を補佐し、職務の円滑な遂行を図るとともに、当該所属職員を指揮監督する。

(係長職の職務)

第9条 係長及び主査は、上司の命を受けて、その課の中で担当する事務を掌理し、その所管事務において上司を補佐し、職務の円滑な遂行を図るとともに、当該所属職員を指揮監督する。

(主任職の職務)

第10条 主任は、上司の命を受けて、担当する事務を執務するとともに、担当する事務において上司を補佐する。

(主任補職の職務)

第11条 主任補は、上司の命を受けて、分担する事務を執務するとともに、分担する事務において上司を補佐する。

(その他の職員の職務)

第12条 前6条に定める以外の職員は、上司の命を受けて、分担する事務について執務し、その職務の遂行を図る。

(権限の行使)

第13条 職務権限は、あらかじめ定められた手続き又は指示された方針若しくは基準に従って行使しなければならない。

2 職務権限は、原則として責任事項を処理する立場の職位にある者が自ら行使しなければならない。

3 各職位にある者は、職務権限を行使するに当たり、直属の下の職位にある者を超えて、その者の部下に直接命令し、又は直属の上司を超えて、その上司の更に上の職位にある者に報告する等命令系統を乱すおそれのある行為をしてはならない。

4 各職位にある者の権限事項は、該当する職位にある者の直属の上司の権限を分担行使するものであるから、直属の部下の権限の行使については、その結果に対する全般的責任を免れるものではない。

(分掌の原則)

第14条 第4条に規定する長等は、それぞれの職能に応じて定められた範囲の分掌事務を処理し、事務の重複又は間げきを生じさせてはならない。

(相互協調)

第15条 第4条に規定する長等は、常に行政活動が有機的かつ円滑に行われるよう、相互に関連する事務については、進んで協調しなければならない。

(事務分担の決定並びに報告)

第16条 課長は、所属職員の担当事務を決定（変更を含む。）しなければならない。この場合において、速やかに、その旨を消防局長に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し、必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則（平成28年4月1日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月18日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課	係	事務分掌
総務課	総務企画係	(1) 儀式及び表彰に関すること。 (2) 交際に関すること。 (3) 例規の審査に関すること。 (4) 公印の管守に関すること。 (5) 消防施策事業の調整に関すること。 (6) 消防職員委員会に関すること。 (7) 消防長会との連絡調整に関すること。 (8) 北海道消防学校校友会との連絡調整に関するこ と。 (9) 広報及び広聴に関すること。 (10) 報道機関との連絡に関すること。 (11) ホームページ及び年報に関すること。 (12) 文書の管理に関すること。 (13) 文書の收受発送に関すること。 (14) その他他課の所管に属さないこと。
	施設装備係	(1) 庁中の管理に関すること。 (2) 被服及び個人装備品に関すること。 (3) 公有財産の統括管理に関すること。 (4) 契約事務に関すること。 (5) 工事及び物品の入札参加資格の審査及び登録に 関 すること。 (6) 共済保険及び損害賠償等に関すること。
	人事給与係	(1) 人事及び職員の定数に関すること。 (2) 任用退職、分限及び懲戒に関すること。 (3) 服務に関すること。 (4) 旅費の基準に関すること。 (5) 給与の支給に関すること。 (6) 人事給与システムに関すること。 (7) 昇給及び昇格に関すること。 (8) 報酬、賃金及び費用弁償の支給に関すること。 (9) 退職手当組合に関すること。 (10) 研修に関すること。 (11) 福利厚生及び健康管理に関すること。 (12) 職員の共済組合に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (13) 公務災害に関すること。 (14) 衛生に関すること。 (15) 職員の報賞及び表彰に関すること。
消防救助課	消防係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防力及び消防水利の整備計画に関すること。 (2) 出動計画に関すること。 (3) 消防相互応援協定に関すること。 (4) 緊急消防援助隊に関すること。 (5) 大規模災害の警防対策に関すること。 (6) 警防会議に関すること。 (7) 警防業務に関すること。 (8) 消防機械器具の整備に関すること。 (9) 消防機械器具（救急資機材を除く。）の配置に関すること。 (10) 消防施設の整備に関すること。 (11) 開発行為における消防上の指導に関すること。 (12) 消防統計に関すること。
	防災救助係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危機管理対策に関すること。 (2) 非常配備体制に関すること。 (3) 防災関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 北海道消防協会十勝地方支部との連絡調整に関すること。 (5) 指揮救助計画に関すること。 (6) 消防活動・指揮救助技術の研究及び指導に関すること。 (7) 特別救助隊の認定に関すること。 (8) 特殊災害対策に関すること。 (9) 広域災害時等の指揮に関すること。 (10) 職員の安全管理に関すること。 (11) 職員の教育訓練に関すること。 (12) 救助業務の統計に関すること。
救急企画課	救急企画係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急計画に関すること。 (2) 救急資機材の配置に関すること。 (3) 応急手当の普及啓発等の計画に関すること。 (4) 救急医療機関及びその他救急関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 患者搬送事業の認定に関すること。 (6) 救急業務の統計に関すること。 (7) 救急ワークステーションの運営に関すること。 (8) 救急隊員の研修計画及び指導救命士に関すること。
情報指令課	情報システム係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防通信施設の整備及び維持管理に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 消防情報共有システムに関すること。 (3) 情報通信ネットワーク及びコンピュータ機器等の運用及び維持管理の総括に関すること。 (4) 情報セキュリティ対策に関すること。 (5) 情報化に係る調査、研究、企画、調整及び推進に関すること。
	指令第1係 指令第2係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災・救急等の情報受付及び出動指令に関すること。 (2) 非常招集に関すること。 (3) 消防通信に関すること。 (4) 指令管制に関すること。 (5) 消防通信の統計に関すること。
予防規制課	予防指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防同意に関すること。 (2) 消防用設備等の着工、設置及び検査に関すること。 (3) 火災予防査察の指針に関すること。 (4) 消防法令等の違反処理に関すること（危険物の規制に関するものを除く。）。 (5) 防火・防災管理講習に関すること。 (6) 消防設備士の指導に関すること。 (7) 火災予防対策の企画及び調整に関すること。 (8) 予防技術資格者の認定に関すること。 (9) 防火対象物の統計に関すること。 (10) 帯広市防火管理協会との連絡調整に関すること。
	危険物係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物製造所等の許認可、検査及び届出に関すること。 (2) 危険物の手数料に関すること。 (3) 危険物製造所等の規制及び保安指導の企画及び調整に関すること。 (4) 危険物保安監督者及び危険物取扱者の指導育成に関すること。 (5) 危険物に係る消防法令等の違反処理に関すること。 (6) 危険物流出等の事故原因調査に関すること。 (7) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵・取扱いに関すること。 (8) 液化石油ガス及び高圧ガスに関すること。 (9) 燃焼器具等の安全指導に関すること。 (10) 危険物の統計に関すること。 (11) 帯広市危険物安全協会との連絡調整に関すること。
	広報調査係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災の原因及び損害の調査に関すること。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">(2) 火災の原因及び損害の調査技術の研究及び指導に
関すること。(3) 火災の証明に関すること。(4) 火災協力者に関すること。(5) 民間防火団体の報告に関すること。(6) 生活関連機器の出火危険情報に関すること。(7) 火災予防思想の普及啓発に関すること。(8) 住宅防火対策に関すること。(9) 火災予防広報の企画及び調整に関すること。(10) 火災の統計に関すること。(11) 火災警報に関すること。 |
|--|--|